

一、出缺常ナラザル者

一、無届缺勤一ヶ月以上ニ及ビタル者

一、性行不良他ノ從業員ニ惡感化ヲ及ボス虞アル者

第拾四條

從業員ニシテ缺勤一週間ニ及ブ時ハ其旨届出ヅベキモノトス

第拾五條

從業員ニシテ缺勤六ヶ月ニ及ブ者ハ解雇スルモノトス

第拾六條

從業員ニシテ早引セントスルトキハ所屬上長ノ許可ヲ受クベキモノトス

第拾七條

右ノ場合ニアリテハ工場法ノ規定ニヨリ扶助中ノモノハ之ヲ除クモノトス

第拾八條

○第 參 章 操 業 及 休 業

第拾九條

正午ヨリ參拾分間 始業及終業ハ總テ號音ヲ用フルモノトス

第二拾條

始業及終業時刻ハ各工場ノ都合ニヨリ工場法規定ノ範圍内ニ於テ之ヲ定メ、各工場内ニ

揭示スルモノトス

第二拾壹條

業務ノ都合ニ依リ工場法規定ノ範圍内ニ於テ殘業又ハ夜業ヲ命ズルコトアルベシ

但、殘業ハ午後九時迄、夜業ハ午後九時以後トス

第二拾貳條

殘業ハ晝間作業終了後參拾分間ノ後ニ就業スルモノトス

第二拾叁條

但、作業ノ種類ニヨリ工場長ノ許諾ヲ得テ引續キ就業スル事ヲ得

第二拾肆條

從業員ハ就業時刻ノ十分前ニ入場シ號音ト同時ニ作業ニ着手スベシ

第二拾伍條

殘業、夜業等ノ爲メ再び入場就業スル時モ亦前條ニ同ジ

第二拾六條

病氣其他止ム得サル事情ノ爲ニ缺勤、遅刻、早引、ヲナス必要生ジタル時ハ直ニ各係員ニ申出テ工場長ノ許可ヲ受クベシ

但、特別ノ事情アル者ハ係員ノ許可ヲ受クベシ